

令和5年度 引上げ分の地方消費税収（社会保障財源化分）が  
 充てられる社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日からの消費税率引き上げに伴い、地方消費税交付金増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和5年度与那国町一般会計当初予算における引き上げ分の消費税交付金（社会保障財源化分）は下記のとおりとなります。

記

（歳入）

・地方消費税交付金（社会保障財源化分） 20,000 千円

（歳出）

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 353,301 千円

（単位：千円）

分類	款	項	目	経費	財源内訳				
					特定財源			一般財源	
					国庫	地方債	その他	引上げ分の地方消費税（社会保障財源化分の市町村交付金）	その他
社会福祉費	民生福祉費	社会福祉費	社会福祉総務費	205,349	57,052	0	1,800	11,624	134,873
			老人福祉費	10,064	98	0	52	570	9,344
	児童福祉費	児童福祉費	児童福祉総務費	4,123	630	0	0	234	3,259
			児童措置費	22,550	15,294	0		1,276	5,980
			保育園費	111,195	9,845	0	9,185	6,294	85,871
	生活保護費	生活保護費	生活保護総務費	20	0	0	0	2	18
合計				353,301	82,919	0	11,037	20,000	239,345